

～毎月 10 日は人権を考える日～

家庭における人権・同和教育

こどもの権利

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。わが国がこの条約を批准して、今年でちょうど 30 年になりました。しかし、いじめや体罰、児童虐待、性被害など、こどもが被害者となる事案が後を絶ちません。こどもは一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

鏡に映った自分は・・・

家庭における日常の暮らしの中には、部落問題をはじめとするあらゆる人権課題につながるものが多く含まれています。「子どものくせに」「子どもに何が分かるのか」といった大人中心の考え方で、子どもの人権を認めようとしない人もいます。

社会の変化に伴って、人権尊重の精神も徐々に家庭の中に浸透しつつありますが、「家意識」もいまだに残っていて、人権侵害につながる場合があります。「家意識」が部落差別(特に結婚差別)や女性差別を温存してきたと言えるでしょう。「今時差別なんかない」「私は差別なんかしていない」という声を聞くことがありますが、部落問題の学習を積み重ねることによって、自らの差別的な言動や、差別を容認している自らの姿が映し出されてくるようになります。

家庭からはじまる人権・同和教育

家庭における人権・同和教育は、自分自身を大切にし、また周りの人も大切にできる子どもを育ててくれるのですが、大人はそのことを自らの生活態度で子どもたちに学ばせたいものです。

(1) 民主的な家庭といえますか

家庭は信頼と愛情で結ばれた社会の中の最も身近な集団で、憩いの場です。子どもたちにとって「あたたかみを感じられる家庭」、子どもの権利をはじめ家族がお互いに尊重しあい、話し合いで物事をきめる等「話し合える家庭」「認め合える家庭」づくりが大切です。更に家族が協力し、権利が守られ、責任を果たす「助け合える家庭」であることは家庭教育の基本であって、人権・同和教育の基礎でもあります。

(2) 子育ての目標は明確ですか

「教育は人間に生きる力を与えるとともに、人間を幸せにするためにある」と言われます。「子どもにはこれからの長い人生を幸せに歩んでほしい」という保護者の願いが実現するよう、豊かな人間性を育てていくことはとても重要です。「周りの人を大切にする」「みんなで協力し助け合う」「正しく考え、進んで行動する」ことや「豊かな感性をもった子どもを育てる」といった保護者としての目標を持ち、意識することが大切です。

(3) 保護者が学んでいますか

保護者は保育所、幼稚園、学校の参観日等へ出席し、子どもたちが「どんな内容を」「どのように」学んでいるのかを知ることが、子どもを理解する上で重要です。隣保館や公民館、集会所で開かれる学習会や講演会に参加し、部落問題をはじめとするあらゆる人権課題を正しく認識したうえで偏見や差別心を取り除こうとする努力が必要です。保護者も学ぶことで子どもたちの学んできた成果を家庭の中で生かすことができ、家族みんなで社会の中の不合理や偏見、差別意識を見抜きあらゆる人権課題解決の力量を身に付けることになります。